

〈新旧対比表「電子交付サービスご利用規定」〉

改定前	改定後
<p>第1条 (規定の趣旨)</p> <p>本規定は、株式会社山陰合同銀行（以下「当行」といいます。）が、インターネットバンキングサービスご利用規定 第9条 投資信託取引サービスをご利用されるお客様への書面の交付等に代えて、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）により提供する場合における方法等、および書面の徴求等に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により交付を受ける方法等（以下「電子交付サービス」といいます。）を定めたものです。</p> <p>第2条 (電子交付書面)</p> <p>お客様が、本規定により電子交付を利用できる書面（以下「電子交付書面」といいます。）は、金融商品取引法等に定められている交付すべき書面、および当行が提供するその他の報告書等のうち、以下の書面とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引報告書 ・再投資報告書 ・償還金のご案内書 ・取引残高報告書 ・運用報告書 ・第4条第2項により電子交付することとなった書面 <p><u>なお、本規定により電子交付サービスを申し込まれると、「ご案内書 投資信託分配金」(分配金のご案内書)は郵送いたしません。分配金取引状況は、投資信託取引サービスの取引履歴照会でご確認いただきます。</u></p>	<p>第1条 (規定の趣旨)</p> <p>本規定は、株式会社山陰合同銀行（以下「当行」といいます。）が、インターネットバンキングサービスご利用規定 第9条 投資信託取引サービスをご利用されるお客様への書面の交付等に代えて、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）により提供する場合における方法等、および書面の徴求等に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により交付を受ける方法等（以下「電子交付サービス」といいます。）を定めたものです。</p> <p>第2条 (電子交付書面)</p> <p>お客様が、本規定により電子交付を利用できる書面（以下「電子交付書面」といいます。）は、金融商品取引法等に定められている交付すべき書面、および当行が提供するその他の報告書等のうち、以下の書面とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引報告書 ・再投資報告書 ・償還金のご案内書 ・取引残高報告書 ・運用報告書 ・第4条第2項により電子交付することとなった書面

〈新旧対比表「電子交付サービスご利用規定」〉

改定前	改定後
<p>第3条（電磁的方法による交付方法） 本規定により、当行が行う電子交付サービスとは、投資信託取引サービスにおいて、お客様の閲覧に供する方法（「金融商品取引業等に関する内閣府令」第56条第1項第1号ハの方法）により、前条に定めた書面を交付する方法です。</p>	<p>第3条（電磁的方法による交付方法） 本規定により、当行が行う電子交付サービスとは、投資信託取引サービスにおいて、お客様の閲覧に供する方法（「金融商品取引業等に関する内閣府令」第56条第1項第1号ハの方法）により、前条に定めた書面を交付する方法です。</p>
<p>第4条（電子交付サービスの申込） 1. 本規定を承諾の上、当行所定の書面の提出または投資信託取引サービスより電子交付サービスを申込みものとします。その際、第2条に定めた電子交付書面について、電子交付サービスを包括的に申し込まれたものとします。 2. 当行は、対象となる電子交付書面を任意に追加できるものとし、対象となる電子交付書面を追加する場合は、事前に投資信託取引サービス等で公表するものとします。</p>	<p>第4条（電子交付サービスの申込） 1. 本規定を承諾の上、当行所定の書面の提出または投資信託取引サービスより電子交付サービスを申込みものとします。その際、第2条に定めた電子交付書面について、電子交付サービスを包括的に申し込まれたものとします。 2. 当行は、対象となる電子交付書面を任意に追加できるものとし、対象となる電子交付書面を追加する場合は、事前に投資信託取引サービス等で公表するものとします。</p>
<p>第5条（電子交付サービスの留意点） 当行は、電子交付サービスの提供にあたり、次のとおり取扱うものとします。 1. 当行は、お客様が端末を使用して電子交付書面を紙媒体で出力できるように、投資信託取引サービス上で閲覧に供します。また、お客様の端末上に電子交付書面を保存することも可能です。 2. 電子交付書面は Acrobat Reader により閲覧できる PDF ファイルとします。当行は、お客様が電子交付書面を閲覧するために必要な情報（リンク等）を投資信託取引サービス上に記録するものとします。 3. お客様は、電子交付サービスを利用するために必要な OS 等をお客様の端</p>	<p>第5条（電子交付サービスの留意点） 当行は、電子交付サービスの提供にあたり、次のとおり取扱うものとします。 1. 当行は、お客様が端末を使用して電子交付書面を紙媒体で出力できるように、投資信託取引サービス上で閲覧に供します。また、お客様の端末上に電子交付書面を保存することも可能です。 2. 電子交付書面は Acrobat Reader により閲覧できる PDF ファイルとします。当行は、お客様が電子交付書面を閲覧するために必要な情報（リンク等）を投資信託取引サービス上に記録するものとします。 3. お客様は、電子交付サービスを利用するために必要な OS 等をお客様の端</p>

〈新旧対比表「電子交付サービスご利用規定」〉

改定前	改定後
<p>末にご用意いただく必要があります。なお、OS 等に変更が生じる場合は、当行ホームページ上であらかじめ通知します。</p> <p>4. 当行は以下による場合を除き、電子交付書面について、お客様の閲覧に供した日以後5年間、投資信託取引サービス上で閲覧に供するものとします。</p> <p>(1) 当行が当該電子交付書面に代えて、紙媒体により交付を行った場合</p> <p>(2) 当行がお客様より他の電磁的方法等による交付の承諾を得たうえで、当該他の電磁的方法等により当該電子交付書面の交付を行った場合</p> <p>5. 本規定によりお客様が電子交付サービスを申し込まれることにより、当行店頭において投資信託取引が行われた場合、その他インターネットバンキングサービスご利用規定第9条投資信託取引サービス以外の方法により第2条の電子交付書面に係る取引が行われた場合も、電子交付サービスの対象となります。ただし、それらの取引がMMFおよび中期国債ファンドに係るものであるときは除きます。</p> <p>6. 当行は電子交付書面の種類ごとに、電子交付サービスの提供が開始される旨を投資信託取引サービス等に通知しますが、その開始以前は紙媒体による交付を行うことについて、お客様に承諾をいただきます。</p> <p>7. 当行は、お客様にあらかじめ通知のうえ、当行または当行が契約しているデータセンター等が、定期または不定期に行うメンテナンスのために電子交付サービスを中断する可能性があることについて、お客様に承諾をいただきます。</p> <p>第6条 (解約)</p> <p>当行は、次に掲げるいずれかに該当する場合には、電子交付サービスを解約</p>	<p>末にご用意いただく必要があります。なお、OS 等に変更が生じる場合は、当行ホームページ上であらかじめ通知します。</p> <p>4. 当行は以下による場合を除き、電子交付書面について、お客様の閲覧に供した日以後5年間、投資信託取引サービス上で閲覧に供するものとします。</p> <p>(1) 当行が当該電子交付書面に代えて、紙媒体により交付を行った場合</p> <p>(2) 当行がお客様より他の電磁的方法等による交付の承諾を得たうえで、当該他の電磁的方法等により当該電子交付書面の交付を行った場合</p> <p>5. 本規定によりお客様が電子交付サービスを申し込まれることにより、当行店頭において投資信託取引が行われた場合、その他インターネットバンキングサービスご利用規定第9条投資信託取引サービス以外の方法により第2条の電子交付書面に係る取引が行われた場合も、電子交付サービスの対象となります。ただし、それらの取引がMMFおよび中期国債ファンドに係るものであるときは除きます。</p> <p>6. 当行は電子交付書面の種類ごとに、電子交付サービスの提供が開始される旨を投資信託取引サービス等に通知しますが、その開始以前は紙媒体による交付を行うことについて、お客様に承諾をいただきます。</p> <p>7. 当行は、お客様にあらかじめ通知のうえ、当行または当行が契約しているデータセンター等が、定期または不定期に行うメンテナンスのために電子交付サービスを中断する可能性があることについて、お客様に承諾をいただきます。</p> <p>第6条 (解約)</p> <p>当行は、次に掲げるいずれかに該当する場合には、電子交付サービスを解約</p>

〈新旧対比表「電子交付サービスご利用規定」〉

改定前	改定後
<p>するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. お客様が当行所定の方法により、電子交付サービスの解約を申し出た場合 2. インターネットバンキングサービスの契約解除が行われた場合 3. インターネットバンキングサービスご利用規定第 9 条投資信託取引サービスの契約解除が行われた場合 4. 指定預金口座が解約された場合 5. 次に掲げるいずれかの事由またはその他のやむを得ない事由により、当行が電子交付サービスの解約を申し出た場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 当行の投資信託取引約款または証券総合取引規定等に照らし、お客様による電子交付サービスのご利用が不適當であると当行が判断した場合 (2) お客様が当行への届出事項等につき虚偽の届出を行っていたことが判明した場合 (3) お客様が本規定に違反した場合 (4) お客様が電子交付による記載事項の閲覧ができない状況であると当行が判断した場合 (5) 上記のほか、お客様による電子交付サービスの利用が不適當であると当行が判断した場合 6. 当行が電子交付サービスを終了した場合 <p>第 7 条 (免責事項)</p> <p>インターネットバンキングサービスご利用規定 第 25 条の他に、次に掲げる事項により生じた損害については、当行はその責任を負いません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当行が第 2 条に掲げる電子交付書面の種類または商品によっては、電子交 	<p>するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. お客様が当行所定の方法により、電子交付サービスの解約を申し出た場合 2. インターネットバンキングサービスの契約解除が行われた場合 3. インターネットバンキングサービスご利用規定第 9 条投資信託取引サービスの契約解除が行われた場合 4. 指定預金口座が解約された場合 5. 次に掲げるいずれかの事由またはその他のやむを得ない事由により、当行が電子交付サービスの解約を申し出た場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 当行の投資信託取引約款または証券総合取引規定等に照らし、お客様による電子交付サービスのご利用が不適當であると当行が判断した場合 (2) お客様が当行への届出事項等につき虚偽の届出を行っていたことが判明した場合 (3) お客様が本規定に違反した場合 (4) お客様が電子交付による記載事項の閲覧ができない状況であると当行が判断した場合 (5) 上記のほか、お客様による電子交付サービスの利用が不適當であると当行が判断した場合 6. 当行が電子交付サービスを終了した場合 <p>第 7 条 (免責事項)</p> <p>インターネットバンキングサービスご利用規定 第 24 条の他に、次に掲げる事項により生じた損害については、当行はその責任を負いません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当行が第 2 条に掲げる電子交付書面の種類または商品によっては、電子交

〈新旧対比表「電子交付サービスご利用規定」〉

改定前	改定後
<p>付サービスの対象としない場合があること。</p> <p>2. 第5条第7項のメンテナンスのために、電子交付サービスが一時的にご利用できない場合があること。</p> <p>3. 第6条に定める電子交付サービスの解約。</p> <p>4. 当行に重大な過失がある場合を除き、電子交付サービスの提供のすべてもしくは一部が著しく困難となった場合、電子交付書面の交付に代えて、紙媒体にて交付すること。</p> <p>5. 当行に重大な過失がある場合を除き、端末機、通信回線、コンピュータ等の障害による電子交付サービスの伝達遅延、不能等、または受領した情報の誤謬、省略。</p> <p>第8条 (他の規定、約款との関係) 本規定に定めのない事項については、証券総合取引規定等お客様に適用される他の規定・約款により取扱います。</p> <p>第9条 (本規定の変更)</p> <p>1. 法令の変更、監督官庁の指示、社会経済情勢の変動、その他電子交付サービスを提供していくうえで当行が必要と判断したときには、本規定を変更することがあります。</p> <p>2. 前項に基づき本規定を変更した場合、当行は、変更内容をお客様へご通知または投資信託取引サービス等にて公表します。当該変更の通知または公表後、お客様と当行との間に投資信託取引が生じた時点をもって、本規定の変更にご同意いただいたものとして取扱わせていただきます。</p>	<p>付サービスの対象としない場合があること。</p> <p>2. 第5条第7項のメンテナンスのために、電子交付サービスが一時的にご利用できない場合があること。</p> <p>3. 第6条に定める電子交付サービスの解約。</p> <p>4. 当行に重大な過失がある場合を除き、電子交付サービスの提供のすべてもしくは一部が著しく困難となった場合、電子交付書面の交付に代えて、紙媒体にて交付すること。</p> <p>5. 当行に重大な過失がある場合を除き、端末機、通信回線、コンピュータ等の障害による電子交付サービスの伝達遅延、不能等、または受領した情報の誤謬、省略。</p> <p>第8条 (他の規定、約款との関係) 本規定に定めのない事項については、証券総合取引規定等お客様に適用される他の規定・約款により取扱います。</p> <p>第9条 (本規定の変更)</p> <p>1. 法令の変更、監督官庁の指示、社会経済情勢の変動、その他電子交付サービスを提供していくうえで当行が必要と判断したときには、本規定を変更することがあります。</p> <p>2. 前項に基づき本規定を変更した場合、当行は、変更内容をお客様へご通知または投資信託取引サービス等にて公表します。当該変更の通知または公表後、お客様と当行との間に投資信託取引が生じた時点をもって、本規定の変更にご同意いただいたものとして取扱わせていただきます。</p>

〈新旧対比表「電子交付サービスご利用規定」〉

改定前	改定後
以上	以上